

政策評価分科会における各府省との意見交換の結果概要

平成16年12月

総務省

平成16年10月から11月にかけて、4回にわたり開催された政策評価分科会における各府省との意見交換の際に、分科会メンバーから出された発言や各府省から提出された資料や発言に示された取組状況・意見などについて、総務省において主な項目ごとに体系立て整理した。

なお、各項目について関連する政策評価・独立行政法人評価委員会及び政策評価分科会におけるこれまでのメンバーの問題意識を参考に付記した。

目 次

法施行3年間の各府省における取組の現状と課題

-) 実施体制等 1
-) 各府省における評価の取組の重点(テーマ、分野別) 5
-) 今後の課題 7

「政策評価分科会の当面の活動の重点」に盛り込まれている課題への対応状況等

-) 各府省の政策目標の設定に当たっての考え方 10
-) 学識経験者の専門的、客観的な知見の活用 12
-) 既存の事務事業に対する事後評価の充実への取組状況 14
-) 外部からの検証可能性の確保への取組状況 16
-) 評価書の簡明さの確保への取組状況 18
-) その他(政策評価の広報活動の展開) 20

総務省が行う政策評価(統一性・総合性確保評価、客観性担保評価活動)について 21

- その他 22

法施行3年間の各府省における取組の現状と課題

) 実施体制等

(ポイント)

[基本計画・実施計画の策定手順等]

ほとんどの府省において、基本計画の策定等、政策評価の重要事項については、外部の有識者の意見を聴取した上で、各府省の最高意思決定機関である省議等に諮って決定している。

[政策の企画立案又は予算等取りまとめ部局との連携]

相当数の府省において、政策評価担当組織と予算等取りまとめ部局が合同ヒアリングを実施するなど両者の連携が進んでいる。

しかし、予算要求等政策の企画立案に当たって、政策評価に基づいて具体的な議論がなされるケースはまだ少ない。

[職員の意識改革の取組]

ほとんどの府省において、政策評価の導入後、成果主義の考え方、政策評価の必要性等についての認識が広がっており、職員の意識は変わりつつある。

一方、「評価疲れ」という言葉に代表されるように、政策評価には相当大きな労力をかけているが、評価結果の政策の企画立案への反映が不十分であることから、政策評価に携わっている職員の士気が上がらないという指摘もある。

(これまでの政策評価分科会メンバー等の問題意識)

- 基本計画・実施計画の策定に当たって、政策評価担当組織や幹部のリーダーシップが発揮されるべきである。
- 評価結果の予算要求等への反映に向けて、予算等取りまとめ部局とが密接に連携を図るべきである(予算要求等の様式と評価書の整合性の確保、合同ヒアリングの実施など)。
- 特に幹部職員の意識改革を図ることが重要である。

[基本計画・実施計画の策定手順等]

(各府省の取組状況)

- ・ 「内閣府本府政策評価委員会」(府内会議)を設置し、内閣府本府の政策評価に関する重要事項について審議している。【内閣府】
- ・ 基本計画等は、政策評価を総括する秘書課において、評価実施部局と調整の上策定している。【宮内庁】
- ・ 政策評価は、政策所管課等が各部局筆頭課及び政策評価総括部門(官房総務課)の審査を受けつつ、自ら実施している。【公正取引委員会】
- ・ 庁内に官房長を委員長とする「政策評価委員会」を設置し、政策評価の在り方及びその運営について審議している。【警察庁】
- ・ 庁内に防衛参事官を委員長とする「政策評価委員会」を設置し、基本計画等を審議している。【防衛庁】
- ・ 基本計画等は、政策担当各課室係が立案し、各局の調整担当課を経て政策評価担当組織(総務企画局政策課)がとりまとめ、さらに外部有識者で構成する「政策評価に関する有識者会議」の意見を聴取した後、長官以下の幹部で構成される政策評価会議を経て決定している。【金融庁】
- ・ 基本計画の策定等に当たり、学識経験者で構成される政策評価会を開催している。【総務省】
- ・ 関係部門の協力を得て事務局総務課において原案を作成し、委員会議に諮った上で決定している。【公害等調整委員会】
- ・ 基本計画等について、政策評価企画室が原案を作成し、学識経験者で構成される政策評価懇談会から聴取

した意見等を踏まえ所要の修正を行った案を大臣が決裁している。【法務省】

- ・ 基本計画等は、政策所管部局の協力を得て、大臣官房考査・政策評価官室で原案を策定した後、評価専任組織（大臣官房考査・政策評価官室、総務課、会計課、総合外交政策局総務課、政策企画室）で審議し、省内決裁を経て決定している。【外務省】
- ・ 基本計画の策定等は、まず政策評価室で企画立案し、各局・庁評価担当組織に意見を聴いた上で、財務省政策評価委員会に諮り、その後「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」で有識者のご意見を聴いた上で必要な修正を行った上で大臣等に諮り決定している。【財務省】
- ・ 毎年度末に次年度施行を目途として基本計画等の改定の検討を行い、その際、評価指標等の改善に取り組む。【厚生労働省】
- ・ 政策評価総括組織である官房企画評価課の下、各局庁政策評価担当課、政策分野主管課、政策手段所管課が連携を図りながら役割分担の下で評価を実施している。【農林水産省】
- ・ 評価法施行に合わせ、すべての施策の中間・事後評価の時期を設定し、事前評価書に明記している。これを踏まえ、毎年度、事後評価実施計画を策定している。【経済産業省】
- ・ 政策評価基本計画、実施計画、各政策評価書については、大臣をメンバーとする省議において決定している。【国土交通省】

（各府省から出された意見）

- ・ 基本計画の目的として「内閣府本府における政策相互の適切な連携・融合を一層推進する」を掲げているのが特徴。様々な政策を各担当大臣が分担管理していることからセクショナリズムに陥りがちで、内閣府全体としての連携・調整という視点が欠落してしまう。政策評価を内閣府全体としての連携・調整を図るためのツールとして活用していきたい。【内閣府】

[政策の企画立案又は予算等取りまとめ部局との連携]

（意見交換における政策評価分科会メンバーの発言）

- ・ 評価に対する負担感がある中で、政策評価が意思決定過程で必須のものとなることが重要である。

（各府省の取組状況）

- ・ 政策評価審議官の総括整理の下、大臣官房政策評価官、各部局政策評価担当課（総務課等）、政策所管課、予算等調整部局が相互に連携を図りながら役割分担の下で評価を実施している。【内閣府】
- ・ 各部局とのヒアリング時に、評価書に活用すべきデータ、指標の設定、採用、外部専門家の活用の必要性、評価結果から課題を見出すことの必要性を指導し、政策評価結果の客観性の確保に努力している。その結果、達成目標の定量化の割合は上昇している。【内閣府】
- ・ 政策所管部局、主計課、秘書課の3者間で必要に応じて協議を行い、評価を実施している。【宮内庁】
- ・ 機構・定員要求が中心であるが、政策評価の結果と整合性のとれない要求については、厳しい審査を実施している。【公正取引委員会】
- ・ 予算要求前に政策評価委員会を実施し、評価結果を反映した予算要求を行っている。【防衛庁】
- ・ 評価結果については、予算、機構・定員、法令審査等を担当する部局とも調整しつつ検討を行い、新規政策の立案又は現行政策の見直しに活用している。【金融庁】
- ・ 予算要求に当たり、省の重点施策及び要求の重点事項と政策評価の結果の関係を示す資料を作成し、省議資料として使用している。【総務省】
- ・ 政策評価の総括担当部門において予算等の取りまとめも実施している。【公害等調整委員会】
- ・ 政策評価企画室は、評価結果が当該政策に係る予算や機構・定員要求に資すると認める場合には、評価結果報告書を予算等担当部局へ送付している。【法務省】

- ・ 評価書は、政策所管部局の評価シートを評価専任組織で審査し、省内決裁を経て決定している。【外務省】
- ・ 重点外交政策を決定するためのヒアリングを、総合外交政策局と会計課が中心となっており、考査・政策評価官も参画し、評価書が政策・予算に反映されるようにしている。【外務省】
- ・ 政策評価結果を予算要求に反映させるため、平成 15 年度から会計課・政策課合同で政策評価の官房ヒアリングを実施している。【文部科学省】
- ・ 基本計画に基づき、個別政策の担当部局等、査定課（大臣官房会計課、政策統括官付参事官室(規制の新設等)）及び政策評価官室が役割分担の下、互いに協力、牽制及び補完しつつ実施している。【厚生労働省】
- ・ 政策評価総括組織である官房企画評価課は、予算等調整部局と連絡、調整を行っている。【農林水産省】
- ・ 政策手段別評価で「廃止」と結論づけたものについては、予算要求しておらず、評価結果の反映が図られている。【農林水産省】
- ・ 予算等の事業に係る事前評価は毎年実施している。評価結果を予算に反映することとしており、予算ヒアリングに査定部局と評価部局とが同席。平成 16 年度は省内要求書と評価書を一体化している。【経済産業省】
- ・ 政策評価結果が、予算、人事、政策に的確に反映されていく仕組み「政策管理プロセス」の構築を模索している。【経済産業省】
- ・ 社会資本整備重点計画に掲げられた指標についても、政策評価のプロセスの中でフォローアップを実施し、社会資本整備・交通政策合同審議会の議論を経ている。【国土交通省】
- ・ 政策評価の適切な実施と結果の活用に関する各部局間の連絡・連携を図るとともに、政策評価の主要事項について決定するため環境省政策評価推進会議（事務次官を議長として各部局長等で構成）及びこの会議の下に幹事会（各部局総括課長で構成）を設置している。【環境省】

（各府省から出された意見）

- ・ 政策評価結果を予算に活用するため各府省に対して評価調書の提出を求めているが、予算要求の正当化に使われることが多く、評価書をそのまま活用するには違和感がある。【財務省】

[職員の意識改革の取組]

（意見交換における政策評価分科会メンバーの発言）

- ・ 研修等職員の質の向上に対し、今後積極的に取り組んでいくべきである。

（各府省の取組状況）

- ・ 実施計画を全庁掲示板に掲示し情報を共有化している。また、総務省が実施する統一研修への参加を奨励している。【宮内庁】
- ・ 職員の各段階（初任時、係長級、補佐級等）に応じた政策評価の意義、実績等について研修を実施している。【防衛庁】
- ・ 実績評価方式の評価を網羅的に実施することにより、マネジメント・サイクルを確立し、政策評価を行う必要性等の職員への浸透を図った。【総務省】
- ・ 16 年度中に政策評価導入後の職員の意識変化を把握するための意識調査の実施を予定している。【総務省】
- ・ 昨年度は民間シンクタンクに依頼して政策評価担当者に対するヒアリングを、今年度は規制に関する評価を含めた研究会を実施するなど職員の意識改革に取り組んでいる。【法務省】
- ・ 省員への研修を行っている他、政策評価を外務省改革の一環として位置付け、その重要性について会議等を通じて周知している。【外務省】
- ・ 個別政策の評価に外部有識者を参画させることで、幹部職員（担当課長）の意識改革を推進している。【文部科学省】

(各府省から出された意見)

- ・ 政策評価結果が政策に十分反映されないと、評価に対する職員のモチベーションが保てない。【内閣府】
- ・ マネジメント・サイクルとしての政策評価制度は定着した。制度をより浸透させるためには、政策評価により自ら仕事を変えていくという意識を職員に強く植え付けることが必要である。【金融庁】
- ・ 基本計画、実施計画の策定を行う中で、どのような目的から政策を実施するかが明らかになり、職員の意識改革への意義が大きい。特に、管理職以上の職員にとっては、自分が実現したいことを反映させる機会となっている。【金融庁】
- ・ 評価作業の負担感・重複感の排除と動機付けが課題である。【総務省】
- ・ 政策評価制度を導入したことによる具体的な効果ははっきりしない面があるが、成果を目指した仕事の仕方、成果を指向した考え方が職員の間浸透してきている。ただし客観的な指標を求めようというレベルには至っていない。【外務省】
- ・ 評価することが義務付けられたから評価を行うのではなく、自らの仕事を良い方向に変えていくために評価を行うという、評価を行う動機付けを高めることが必要である。【外務省】
- ・ 政策所管部局の負担軽減と意味のある政策評価との両立可能性の検討を行っていく。【外務省】
- ・ 目標の定量化になじみやすい分野(税関、国有財産等)と、なじみにくい分野(財政等のマクロ経済政策)とでは差異があるが、全体として職員の意識が高まってきている。【財務省】
- ・ 政策評価制度は、実施スケジュールを含め、かなり定着してきたと考えている。今後は、個々の職員、特に幹部職員の意識改革を更に進めていく必要があると考えている。【財務省】
- ・ 「アウトカム」、「指標」といった政策評価で用いる概念が普及してきており、制度自体も職員の中に浸透してきたと考える。【文部科学省】
- ・ 評価を実施した意義を確保することや評価の負担軽減が必要である。【文部科学省】
- ・ 政策評価を実施する意義については、職員間へ浸透してきたものと判断している。事務の一層の効率化を進めるため、職員の意識改革を更に進めていきたい。【厚生労働省】
- ・ 国民に説明責任を果たす必要があるという意識が浸透した点では改善が認められる。【厚生労働省】
- ・ 政策評価の意義の浸透に向けた取組(政策評価作業の効率化を進め、負担感・重複感の軽減を図ること)を進めることが必要である。【厚生労働省】
- ・ 政策評価の意義は認めているものの、政策評価に係る業務量については負担感の軽減を求める指摘が政策所管部局から出されている。今後の対応としては、評価対象目標を大括り化するなど負担感の軽減を検討するとともに、政策評価を実施することで組織として何をなすべきかを明確にすることが必要と認識している。
【農林水産省】
- ・ 職員の政策評価に関する意識は浸透しつつあり、一層の浸透を図ることが課題である。【経済産業省】
- ・ 事前・事後、施策・事業の内容・性格に応じた専門家の知見の活用が更なる課題である。【経済産業省】
- ・ 評価を実施するようになって、地方支分部局の職員の意識が変わってきたと認識している。【国土交通省】
- ・ 政策評価に相当のマンパワーが投じられているのは事実であり、「評価疲れ」が職員の間には存在することは否定できない。【国土交通省】
- ・ 政策評価を行うことで、業務がどう変わるのかという意義が見い出せていない。例えば道路行政のように国民の関心の高い分野は先駆的に取り組んでいるが、これを全省レベルに持っていくことが課題である。また、評価の負担軽減の検討も必要である。【国土交通省】
- ・ 実績評価方式については、指標の評価時期と政策決定の間にタイムラグが生じる場合があり、職員の間には二度手間感があるのは事実であり、評価と政策決定の時間的整理が必要。【国土交通省】

法施行3年間の各府省における取組の現状と課題

) 各府省における評価の取組の重点(テーマ、分野別)

(ポイント)

[評価の取組の重点]

- いくつかの府省で重要施策等について重点的に評価を実施しているほか、政策の体系化に取り組んでいる。
- [政策評価業務の負担感の軽減]
- 相当数の府省においては、政策評価をマネジメント・サイクルの中で定着させることをねらいとして、実績評価方式により施策を網羅的に対象として評価を実施している。しかし、評価書の作成等に忙殺され、評価作業に対する負担感は相当大きくなっており、本来力を入れるべき政策の分析がおろそかになりかねないという指摘もある。
 - 基本的な制度の企画・立案など、必ずしも定量的な目標設定になじまない政策について、実績評価方式以外の評価方式を検討することが課題である。

(これまでの政策評価分科会メンバー等の問題意識)

- 各年度において、評価の重点をどのようなテーマや分野において取り組んでいるのか。また、それを明確に示しているか。

[評価の取組の重点]

(意見交換における政策評価分科会メンバーの発言)

- ・ 実績評価が中心であるが、政策の特性に応じて総合評価を積極的に取り入れていくべきである。

(各府省の取組状況)

- ・ 実績評価方式により施策を網羅的に対象として評価を実施している。【各府省】
- ・ 防衛行政の特性に応じ、総合評価方式を主として採用、実施している。【防衛庁】
- ・ 事務事業単位においては事業評価方式、さらに効果の発現状況を定量的に説明した方が適切な場合には実績評価方式と、政策の特性に応じた適切な評価方式を採用している。【防衛庁】
- ・ 基本計画において「重点評価対象分野」を定め、複数年をかけて防衛行政を網羅的に政策評価している。【防衛庁】
- ・ 金融庁の任務を達成するために重要なもの、新規に開始しようとするもの、新規に開始した制度等で一定期間を経過したもの、社会的状況の急激な変化等により見直しが必要とされるものについて優先的に実施することを検討している。【金融庁】
- ・ 平成15年度の実施計画から、政策・目標を「基本目標 - 重点目標 - 政策 - 重点施策」と体系的に整理している。【金融庁】
- ・ 次期基本計画(平成17年度～19年度)から、省としての重点5分野を中心に「政策 - 施策 - 事務・事業」の位置付け、政策の戦略体系を明確化している。【総務省】
- ・ 次期基本計画(平成17年度～19年度)から、実績評価方式の評価対象となる政策を整理し(79政策を26政策に大きくくり化)、主要な政策について実績評価を実施することとしている。政策の下の施策については業務目標を設定し、担当部局で進行管理、事務改善を実施することとしている。【総務省】
- ・ 平成16年度から、2億円以上の新規の予算要求を行うものについて試行的に事前評価を実施している。【総務省】
- ・ 政策所管部局が前向きに取り組めるよう、毎年度策定する実施計画において、国民のニーズを意識しつつ取組の重点を決定している。【法務省】

- ・ 平成 16 年度から政策を「基本政策（目標） - 中期政策（目的） - 事務事業」という形で体系的にとらえ、重要な政策を網羅的に目的と手段の関係について評価することとしている。【外務省】
- ・ 財政資金を使用する概ねすべての事業を、同一・類似の目的を有する事業ごとに施策としてまとめ、原則として施策を単位として政策評価を実施している。【経済産業省】
- ・ 中間・事後評価は、少なくとも 5 年に一度は実施している。特に重点とするテーマ、分野は設定していない。【経済産業省】
- ・ 平成 16 年度から、重点的な施策であって予算規模が多額な新規予算事業（おおむね 2 億円以上）を対象とした事前評価を試行的に導入している。【環境省】
- ・ 事後評価の実施に当たって、政策のプライオリティや国民のニーズ等にかんがみて重要度の高い施策として取り扱うべき事項を選定し（平成 16 年度 11 施策）重点的に評価している。【環境省】

[政策評価業務の負担感の軽減]

(各府省の取組状況)

- ・ 国・地方の行政制度などの基本的な制度の企画・立案に係る政策については、実績評価方式での評価は困難である（こうした政策の評価手法の検討が課題）。【総務省】
- ・ 現行の実績評価方式に係る評価設計を見直し、公正取引委員会の政策の特性に応じた、より適切な評価方式を検討することが必要である。【公正取引委員会】

(各府省から出された意見)

- ・ 政策評価結果が政策に十分反映されないと、評価に対する職員のモチベーションが保てない。【内閣府】
- ・ 評価作業の負担感・重複感の排除と動機付けが課題である。【総務省】
- ・ 政策所管部局の負担軽減と意味のある政策評価との両立可能性の検討を行っていききたい。【外務省】
- ・ 評価を実施した意義を確保することや、評価の負担軽減が必要である。【文部科学省】
- ・ 政策評価の意義の浸透に向けた取組(政策評価作業の効率化を進め、負担感・重複感の軽減を図ること)を進めることが必要である。【厚生労働省】
- ・ 政策評価の意義は認めているものの、政策評価に係る業務量については、負担感の軽減を求める指摘が政策所管部局から出されている。今後の対応としては、評価対象目標を大括り化するなど負担感の軽減を検討するとともに、政策評価を実施することで組織として何をなすべきかを明確にすることが必要と認識している。【農林水産省】
- ・ 評価書の様式が大部になっており、評価書を作成し公表するといった点に労力がかけられているため、施策の有効性、改善について十分に分析できるように様式・手法を見直していくことが必要と認識している。【農林水産省】
- ・ 政策評価に相当のマンパワーが投じられているのは事実であり、「評価疲れ」が職員の間には存在することは否定できない。【国土交通省】
- ・ 政策評価を行うことで、業務がどう変わるのかという意義が見い出せていない。例えば道路行政のように国民の関心の高い分野は先駆的に取り組んでいるが、これを全省レベルに持っていくことが課題である。また、負担軽減の検討も必要である。【国土交通省】
- ・ 実績評価方式については、指標の評価時期と政策決定の間にタイムラグが生じる場合があり、職員の間二度手間感があるのは事実であり、評価と政策決定の時間的整理が必要である。【国土交通省】

法施行3年間の各府省における取組の現状と課題

) 今後の課題

(ポイント)

[評価結果の予算要求等政策への反映]

各府省において予算要求に向けて8月末の予算要求期限前に政策評価が行われるよう早期化されるとともに、相当数の府省において事前評価の実施が義務付けられた分野（研究開発課題、個別公共事業、個別政府開発援助）以外の分野においても積極的に事前評価が行われるなど、政策評価がマネジメント・サイクルに定着した。

- 相当数の府省では、予算要求時に重点要求事項や重点施策を公表し、一部の府省ではおよその予算要求額も明示しているが、予算要求に当たって行われた政策評価が明らかにされることは少ない。
- 相当数の府省においては、実績評価方式における目標の達成度等や、評価結果の政策への反映の方向性についてパターン化して示しており、評価結果の政策への反映を促進する取組を行っている。

[評価手法等の調査研究]

相当数の府省において、政策コスト、政策効果の定量的な把握に向け調査研究などの取組が行われているが、今後も、可能なものはできる限り定量的に把握できるよう、総務省及び各府省において諸外国の実例等の調査研究などを実施し、そこで得られたノウハウを共有するよう検討することが必要である。

[評価インフラの整備]

- 政策評価の実施に際し、不足している知見・ノウハウを補うための情報提供や、学識経験者の知見の活用に資する分野別のリストなどの情報を整備することが各府省にとって有益である。

(これまでの政策評価分科会メンバー等の問題意識)

- 施行3年間の実績を踏まえ、運用面や制度面で課題と認識している事項は何か。
評価手法等に関するノウハウを共有化していくためのフィードバックを徹底すべきである。
評価手法の調査研究、開発について、総務省が率先して行うべきである。

[評価結果の予算等政策への反映]

(意見交換における政策評価分科会メンバーの発言)

- ・ 予算要求など具体の政策決定に評価書を活用することが重要である。
- ・ 政策評価と政策決定や予算との連携を強めるべき。

(各府省の取組状況)

- ・ 予算要求に向けて8月末の予算要求期限前に政策評価が行われるよう早期化された。【各府省】
- ・ 事前評価の実施が義務付けられた3分野（研究開発課題、個別公共事業、個別政府開発援助）以外の分野においても積極的に事前評価が行われている。【各府省】
- ・ 評価結果を今後の政策運営に生かされるよう、評価書に「今後の課題」の項目を設けて記述している。【公正取引委員会】
- ・ 各政策の評価結果については、国民に分かりやすいよう、パターン化された文言を用いて、結論を4パターンに分類している。【総務省】
- ・ 目標の達成度をパターン化した文言で5段階（従来は4段階）に細分化している。【財務省】
- ・ 評価書に「今後の政策に反映すべき事項」を記載している。また、平成15年度評価書から、「(前年度)政策評価結果の政策への反映状況」を記載している。【財務省】
- ・ 実績評価方式による評価書において、目標の達成度合いを4段階に分類している。【文部科学省】

- ・ 総合評価方式による評価については、より早期の段階で評価を実施・公表するとともに、後日フォローアップを実施している。そのフォローアップの際に、評価の実施過程において明らかになった今後の課題等についても把握・整理している。【厚生労働省】
- ・ 平成 15 年度から、実績評価方式による評価に当たり、政策の課題を明らかにし、今後の企画立案に適切に反映し、国民に対する説明責任を果たすことができるよう工夫（評価結果（目標の達成度合い）について 3 つに分類して端的に示す。）している。【厚生労働省】
- ・ 目標値の達成度別に「A」、「B」、「C」のランク分けをしている。しかし、目標値には指標としての機能の限界があることも踏まえ、達成ランクに過度の拘泥をしないで、全分野について施策の改善・見直しを行うことを旨としている。【農林水産省】
- ・ 予算要求資料と政策評価資料の一体化を図っている。【経済産業省】
- ・ 個別の評価書では、「適当」、「見直しは必要」といった判断をしているが、全体として「適当」がいくつかといった整理はしていない。【国土交通省】
- ・ 平成 16 年度から、評価書の「政策への反映の方向性」につき 4 分類にパターン化している。【環境省】

（各府省から出された意見）

- ・ 評価結果の予算要求への反映については、会計課と連携し、政策評価担当組織がヒアリング時に意見を述べる機会を設けているが、今後システムを確立していきたい（評価書と予算要求書の様式の統一化等）。ただし、評価法の体系と予算査定の体系との連携の検討が必要であり、政府全体で対応すべき課題と認識している。【内閣府】
- ・ 政策評価の成果の活用による、評価実施の意味づけを徹底することが必要である。【経済産業省】
- ・ 重点施策の立案及び予算要求作業等とのリンクの強化について検討を行う。【環境省】

[評価手法等の調査研究]

（各府省の取組状況）

- ・ 政策評価の把握に関する手法について、確立されたものがない分野においても、その段階において実用可能な手法を適用することにより評価を実施している。【内閣府】
- ・ 評価手法等の調査研究を推進するとともに、人材の養成及び確保のための方策を検討するなど、政策評価の手法を改善している。【内閣府】
- ・ 対象とする政策の特性に応じた、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を選択している。その際、できる限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いることとしている。【宮内庁】
- ・ 評価の目的や評価対象となる政策の特性に応じて、実行可能で合理的な評価手法を選択している。その際、政策効果を定量的に把握する評価手法を用いるよう努力している。【金融庁】
- ・ 新たな政策手段（財政投融资・税制等）についての政策評価を導入することを検討している。【文部科学省】

（各府省から出された意見）

- ・ 総務省の指摘を踏まえ、個々の事業ごとに、どのような手法であれば、費用やそれに見合った政策効果が得られるかの検証が可能となるかを検討することが課題である。【宮内庁】
- ・ 現行の実績評価方式に係る評価設計を見直し、公正取引委員会の政策の特性に応じたより適切な評価方式を検討することが必要である。【公正取引委員会】
- ・ 政策評価の対象となる政策の多くは、都道府県警察の活動を通じて実施されるものであり、諸外国においても確立された評価手法が少ないことなどの制約が存在している。【警察庁】
- ・ 評価手法の研究等により、政策評価制度の充実を図っていくことが必要である。【警察庁】

- ・ 国・地方の行政制度などの基本的な制度の企画・立案に係る政策については、実績評価方式での評価は困難である（こうした政策の評価手法の検討が課題）。【総務省】
- ・ 評価手法の改善が課題である。【公害等調整委員会】
- ・ 外交という分野をどう政策評価の枠組みにあてはめるかという点での評価手法を検討していくことが課題である【外務省】
- ・ より客観的な指標・効果の測定方法の開発が課題である。【文部科学省】

[評価インフラの整備]

(各府省の取組状況)

- ・ 評価インフラの整備方策として、外部のシンクタンク等を活用している。【公正取引委員会】

(各府省から出された意見)

- ・ 第三者の知見の活用が進むよう総務省（行政評価局）が専門分野別の専門家リスト（データベース）や政策の分析ツール等について情報提供やアドバイスを行うことが重要である。【総務省】
- ・ 客観的な評価を実施するためのデータ収集に係る調査費など財源の不足が課題である。【文部科学省】
- ・ 政策評価を実施するための評価指標の測定に関する知見・ノウハウの蓄積の不足が課題である。【文部科学省】
- ・ 達成目標をどの水準に設定すれば効果的なのかについて知見・ノウハウがないため、結果的に達成できる段階まで達成目標のハードルを下げてしまう可能性が否定できない。【文部科学省】
- ・ 政策評価に関するデータ収集費用などの財源の充実、個々の職員の資質を向上させるための実践的トレーニングの充実が課題である。【文部科学省】
- ・ 総務省が評価の推奨事例やノウハウの提供を行うことが重要である。【厚生労働省】

「政策評価分科会の当面の活動の重点」に盛り込まれている課題への対応状況等
) 各府省の政策目標の設定に当たっての考え方

(ポイント)

[政策目標の定量化、アウトカム化]

- 各府省において、定量化や定性的な評価についてアウトカム化などによる明確な目標設定を行った努力を進めていくことが重要である。

[政策の体系化]

- 相当数の府省において、政策目標の設定に当たり、政策体系を「政策 - 施策 - 事務・事業」等と体系化し、政策に係る手段の明確化を行っており、これを徹底することが課題である。

[目標設定に当たっての工夫]

各府省において、目標設定に当たって、その妥当性の確保などに向けた工夫を行っている。

(これまでの政策評価分科会メンバー等の問題意識)

- 目標の立て方を適切に行うことが必要。また、各府省の立てた政策目標や政策課題について、政府全体から見たとき整合性が取れているものになっていることが必要。政策目標や政策課題について、関係府省間で事前に計画を立てるときに、ある程度、調整や打合せを行っているのだろうか。
- 行政の仕事の中には数値目標化になじまないものもあるが、そうしたものを以外についてはすべて数値目標化させる、あるいはそうした方向へ仕向けていくのが政策評価・独立行政法人評価委員会の使命。目標設定の際、外部要因を明らかにすることが必要。

[政策目標の定量化、アウトカム化]

(意見交換における政策評価分科会メンバーの発言)

- ・ 評価結果に基づき政策の達成ランク(A B C等)をつけるような取組を進めるべきである。

(各府省の取組状況)

- ・ 実績評価方式による評価については、警察行政における主要な目標(基本目標)を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標(業績目標)を選択し、業績目標ごとに業績指標を設定している。(定量的な数値目標を設定するよう努力)【警察庁】
- ・ 実績評価方式を用いて行える施策等(他府省と共通的なもの等)については、他府省の目標を参考として設定、調整している。【防衛庁】
- ・ 平成16年度から政策を「基本政策(目標) - 中期目標(目的) - 事務事業」という形で体系的にとらえ、重要な政策を網羅的に目的と手段の関係について評価することとしている。【外務省】
- ・ 実績評価方式による評価の実施に当たっては、「食料・農業・農村基本計画」等に即した定量的な目標に対する達成度による評価、アウトカム・ベースの評価などを実施方針として定め評価を実施している。【農林水産省】
- ・ 可能な限り数値目標を設定するよう、又は定性的であっても明確な目標を設定するよう改善している。【文部科学省】
- ・ アウトカム指標の充実に取り組むとともに、施策目標の達成水準の具体化(数値化等)に向けた検討を推進している。【厚生労働省】
- ・ 実績評価方式における達成目標や、事業評価方式における「得ようとする効果」において、政策のアウトカムを目標とするよう改善している。【文部科学省】
- ・ 閣議決定などの明確な政府方針や、審議会の答申等に基づき客観的・定量的な目標を設定している。【経済産業省】

(各府省から出された意見)

- ・ 政策目標については定性的であってもまずアウトカム指標化を進め、さらに評価作業で得られた知見を基に当該指標の数値化を志向している。【総務省】

- ・ 適切な目標値の設定及びその達成度合いの判断基準の具体化、明確化が課題である。【公害等調整委員会】
- ・ 実績評価方式におけるアウトカム指標及び数値目標の充実に向けた検討をしていきたい。【厚生労働省】
- ・ 目標の定量化、数値化の検討を更に行っていきたい。【環境省】

[政策の体系化]

(各府省の取組状況)

- ・ 平成 15 年度の実施計画から、政策・目標を「基本目標 - 重点目標 - 政策 - 重点施策」と体系的に整理している。【金融庁】
- ・ 次期基本計画（平成 17 年度～19 年度）から、省としての重点 5 分野を中心に「政策 - 施策 - 事務・事業」の位置付け、政策の戦略体系を明確化している。【総務省】
- ・ 政策を「基本政策〔基本政策目標〕 - 評価対象政策〔目的〕 - 事務事業」に体系化している。【外務省】
- ・ 平成 16 年度から、評価に当たっては、中期政策（目的）と手段の適切性を評価するとともに、事務事業自体も評価していくこととしている。【外務省】
- ・ 財務省の主要な行政運営に関して、「総合目標（財務省の政策目標の基本。「政策目標」及び「組織運営の方針」の上位目標）、「政策目標（各分野の政策の目標）」、「組織運営の方針（各部局共通の組織に関する運営方針）」と分類して整理していくこととしている。【財務省】
- ・ 平成 16 年度から、実績評価において、施策目標ごとに目標達成のための政策手段（事務事業、税制措置、規制措置、独立行政法人の業務等）を整理している。【文部科学省】
- ・ 平成 15 年度は、5 つの大目標、12 の中目標、59 の政策分野（142 の目標値）、政策手段という政策評価体系（政策ツリー）を構築した上で、実績評価方式による評価を実施している。【農林水産省】
- ・ 政策チェックアップにおいては、27 の政策目標毎に業績指標とその目標値を設定し、定期的に測定・分析している。【国土交通省】
- ・ 施策毎に目標を設定するとともに、目標の下に施策の下の事務事業に関連した下位目標を設定している。これらの目標や下位目標の達成度を定期的・継続的に測定できる指標を設定している。【環境省】

(各府省から出された意見)

- ・ 今後、上位目標となる省の中期目標の検討にあわせて、政策体系の再整理を検討している。【経済産業省】

[目標設定に当たっての工夫]

(意見交換における政策評価分科会メンバーの発言)

- ・ 目標・指標の設定に当たって、諸外国の取組を参考にすべきである。

(各府省の取組状況)

- ・ 適当な統計数値がない場合でも、アンケート調査を積極的に活用して、アウトカム効果を把握している。【公正取引委員会】
- ・ 評価書の「評価内容」の欄に、活用した指標と目標値等の達成度合いについて具体的に記載している。【法務省】
- ・ 省の使命と政策目標を評価のプロセスで見直している。【文部科学省】

(各府省から出された意見)

- ・ 成果重視であって、客観的にかつ定量的又は定性的に測定可能な目標の設定を目指す。【財務省】
- ・ 実績評価については、政策分野にかかる定量的な目標の達成度によってランク分けをして評価しているが、外部要因が排除できない、政策分野全体を代表するような指標を見つけるのが困難、達成度が低いから政策の重要度が低いということでは必ずしもない、といった問題もあり、十分な分析をした上で施策の改善を行っている。【農林水産省】

「政策評価分科会の当面の活動の重点」に盛り込まれている課題への対応状況等

) 学識経験者の専門的、客観的な知見の活用

(ポイント)

[学識経験者の知見の活用]

- ほとんどの府省において、行政外部の有識者で構成される委員会等が開催されており、基本計画、実施計画の策定・改定や評価書の取りまとめに当たって全般的に意見を聴取し、適宜その結果を反映するなど、学識経験者の知見の活用に取り組んできている。

[個別の評価に対する学識経験者の知見の活用]

一部の府省では、個別の政策ごとに当該政策分野の学識経験者の知見を積極的に活用している。

(これまでの政策評価分科会メンバー等の問題意識)

- 学識経験者のチェックは可能な限り、かつ有効な形で受けるようにすべきである。
- 行政は政策を行いたいという意識で分析しがちであり、より客観性を担保できる工夫を講ずべきである。

[学識経験者の知見の活用]

(意見交換における政策評価分科会メンバーの発言)

- ・ 学識経験者の知見を有効に活用することが必要である。
- ・ 「手前味噌の評価ではないか」との批判を常に意識して取り組む必要がある。

(各府省の取組状況)

- ・ 平成 16 年 4 月に基本計画を改定し、学識経験者 5 名を「政策評価委員」に委嘱した。実施計画、評価書の策定に当たって、意見を聴取している。【公正取引委員会】
- ・ 政策評価や警察行政に造詣の深い学識経験者等から成る「警察庁政策評価研究会」において意見を聴取している。【警察庁】
- ・ 実施計画の作成及び評価書の作成に当たっては、客観性等を確保し、評価の質を高めるため、学識経験者等の意見を取り入れることとしている。【金融庁】
- ・ 学識経験者をメンバーとする「総務省政策評価会」において意見を聴取している。【総務省】
- ・ 政策評価に関する事項は、各分野の専門家で構成される委員会議で決定している。【公害等調整委員会】
- ・ 政策評価の実施計画、評価手法等について、民間の有識者等から成る「政策評価懇談会」を活用している。【法務省】
- ・ 平成 15 年度から「外務省政策評価アドバイザー・グループ」を設置し評価に関する助言を聴取している。【外務省】
- ・ 毎年度の政策目標等の策定に当たっては、客観性を確保し、評価の質を高めるため、「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」等の意見を取り入れている。【財務省】
- ・ 外部の有識者等による「政策評価に関する有識者会議」において、個別の評価の内容に踏み込んで助言を受けている。【文部科学省】
- ・ 平成 15 年度から、政策評価の客観性及び有効性を高めることを目的として「政策評価に関する有識者会議」を開催している。【厚生労働省】
- ・ 総合評価方式による評価書において「外部有識者等の活用状況」欄を、事業評価方式及び実績評価方式による評価書において特記事項として「学識経験を有する者の知見の活用に関する事項」欄をそれぞれ設定している。【厚生労働省】
- ・ 評価の実施に当たっては、その客観性を確保し、多様な意見を反映するとともに、評価手法の向上を図る

ため、「農林水産省政策評価会」を開催している。【農林水産省】

- ・ 国土交通省の政策評価の制度設計、運営状況等や、個別公共事業に係る新規事業採択時評価、再評価、事後評価の評価手法の検討について、専門的・中立的観点から意見聴取するため、学識経験者等から成る「国土交通省政策評価会等」を随時開催している。【国土交通省】
- ・ 政策評価結果の客観性を確保するため、国土交通省政策評価会（省全体としての政策評価の制度設計、運営状況等について協議） 事業評価監視委員会（地方整備局、公団等ごとに設置。個別公共事業の評価について審議） パブリック・コメント（政策目標の変更など重要な事項について、広く国民の意見を反映させるため実施） 社会資本整備・交通政策合同審議会（社会資本整備重点計画に掲げられた指標の評価について協議）を活用している。【国土交通省】
- ・ 環境政策に幅広い知見を有する外部学識経験者等から成る「政策評価委員会」を開催し、事後評価書等に対する意見を聴取している。【環境省】

（各府省から出された意見）

- ・ 有識者等を構成員とする第三者組織は未設置であるが、より一層第三者の知見を活用することを推進している。【防衛庁】

[個別の政策評価等に対する第三者の知見の活用]

（各府省の取組状況）

- ・ 第三者組織としては未設置であるが、個別政策の評価を実施する場合、第三者の知見の活用に努力している。【宮内庁】
- ・ 政策評価の実施に当たっては、高度な専門性や実践的な知見が必要な場合又は客観性の確保や多様な意見の反映が強く求められる場合には、必要に応じ学識経験を有する者の知見を活用している。【金融庁】
- ・ 個別政策の評価に当たって、原則として学識経験者から意見聴取を行うこととしている。【総務省】
- ・ 政策評価の内容等に応じ、学識経験を招いて研究会等を開催している。【法務省】
- ・ 政策評価の実施に当たって、高度の専門性や実践的な知見が必要な場合又は客観性の確保や多様な意見の反映が強く求められている場合にあっては、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者からの意見の聴取等によりその活用を図る。【財務省】
- ・ 施策や事業について、技術開発に係る評価委員会、メールレビューによる第三者の知見の活用や、アンケート調査、審議会報告書の活用などによる学識経験者の意見の反映を推進している。【経済産業省】

（各府省から出された意見）

- ・ 評価シートに「第三者意見」欄を設定し、政策所管部局による第一次評価の段階で、有識者の客観的知見を活用することを目指す。【外務省】

「政策評価分科会の当面の活動の重点」に盛り込まれている課題への対応状況等

) 既存の事務事業に対する事後評価の充実への取組状況

(ポイント)

[事業評価方式での事後検証]

- 既存の事務事業に対する事後評価については、相当数の府省において公共事業などについて取組が進んでいる。

[実績評価方式での政策の目的と手段の明確化]

- 一部の府省では、実績評価方式を補完するため、評価結果が一定レベルに達しない政策の手段別評価や政策を構成する下位の事務事業についても政策評価を実施するなどの取組が行われている。

(これまでの政策評価分科会メンバー等の問題意識)

- 事前評価を行った政策について、政策の実施や政策そのものについて事後的に検証しなければ次の企画立案にいかせない。
- 政策目標とそれに対する手段と効果・成果の体系をまず整理すべきである。
事前評価における予測値と実績値との乖離がある場合にはこれを公表すべきである。

[事業評価方式での事後検証]

(各府省の取組状況)

- ・ 国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策について重点的に実施している。【警察庁】
- ・ 評価の実施を予定してから当該評価を実施するまでに2年以上の期間がある政策については、必要に応じて、適切な時期に、経過を記載した経過報告書を作成している。【警察庁】
- ・ 研究開発事業の評価のサイクル(研究開発の事前評価(中間段階評価) 事後評価 開発した装備の調達の前評価(中間段階評価) 調達の事後評価)の一層の充実を図っている。【防衛庁】
- ・ 事前評価を実施した事業については、原則として事後評価を実施している。今後、事前から事後へのサイクルの枠組みを定着させる。【防衛庁】
- ・ 次期基本計画(平成17年度~19年度)から、一定規模以上の事業に対する事後(再)評価を実施することとしている。【総務省】
- ・ 評価対象政策の事後評価を行う際に、その下の事務事業を評価している。【外務省】
- ・ 個別の事務事業の今後の方向性(拡充強化、継続、縮小、中止・廃止)を検証し、政策の今後の方向性を示すことを目指す。【外務省】
- ・ 平成15年度から、事前評価を行った新規・拡充事業のすべてについて、達成年度が到来した年度に事後評価を実施している。【文部科学省】
- ・ 平成16年度から、評価対象政策を基本計画の政策体系に位置づけ、その目的を明確にするとともに、事後に一定期間が経過したものについてその達成度を検証するための評価指標を予め設定している。【厚生労働省】
- ・ 終期を設定して実施した施策のうち、終期が到来したものであって、検証のため評価が必要なものについて、事後評価の対象とする。【厚生労働省】
- ・ 個別公共事業については、事業完了後の一定期間(5年以内)が経過した時点で事後評価を実施している。【国土交通省】

[実績評価方式での政策の目的と手段の明確化]

(各府省の取組状況)

- ・ 79 政策を対象とした実績評価方式による評価において、評価書に事務・事業レベルも記載し、各政策の手段を明確にした。【総務省】
- ・ 実績評価を補完するものとして、予算の改善等に直結する重層的で踏み込んだ評価が可能となるよう、個々の政策手段（事業）の成果に着目した政策手段別評価を実施している。【農林水産省】
- ・ 少なくとも5年に一度は中間・事後評価を実施している。今後の改善策を明らかにし、事前評価へ反映している。【経済産業省】
- ・ 施策目標の達成と事業（手段）の関係を示す論理モデルを一部取り入れている。【経済産業省】
- ・ 平成16年度から、評価の細分化を避けつつ評価作業の重点化を図るため、事後評価シートの記述の簡略化、パターン化を実施している。【環境省】

(各府省から出された意見)

- ・ 事務の性格上、政策の目的を達成するために多様な手段を検討した上でより適切な手段を選択すること自体が困難な状況だが、可能なものについては政策の目的と手段の明確化を図るよう検討している。【公害等調整委員会】

「政策評価分科会の当面の活動の重点」に盛り込まれている課題への対応状況等

) 外部からの検証可能性の確保への取組状況

(ポイント)

[評価結果以外の情報の公表の工夫]

各府省において、政策評価に関する情報をホームページ等により公表しており、評価結果以外の情報についてもほとんどの府省でホームページや情報公開閲覧窓口等で公表している。

[国民からの意見・要望]

- 各府省において、政策評価に関する意見・要望をホームページ等を通じて受け入れているが、国民からの要望は少ないのが実態である。

重要な事項については、広く国民の意見を反映させるため「パブリック・コメント」を実施している府省がある。

(これまでの政策評価分科会メンバー等の問題意識)

- 評価結果だけでなく、評価手法、評価基準なども併せて公表されるべき。
- 評価(分析)に用いたデータ、原単位等の出典等を公表し、評価結果を外部の学識経験者も再構築できるようにすることが重要である。

今後、データの公表の考え方について検討することが必要である。

[評価結果以外の情報の公表の工夫]

(各府省の取組状況)

- ・ 基本計画、評価書、予算等への反映状況の公表に当たっては、ホームページへの掲載、窓口での配布など国民にとって容易に入手できる方法で、かつ、分かりやすい形で実施している。【内閣府】
- ・ 統計データは、公表されたものを利用している。【公正取引委員会】
- ・ 政策評価書においては、評価の根拠となる資料等についても、可能な限り添付し、外部検証が行えるよう措置している。【防衛庁】
- ・ 政策評価に関する情報については、ホームページへの掲載や情報公開閲覧窓口への備付け等の方法により、適時に公表している。【金融庁】
- ・ 外部からの検証を可能とすることの重要性を踏まえ、評価法上評価書に盛り込むべき事項について可能な限り具体的に記載している。評価の際に使用した仮定、外部要因等についても明らかにする。【金融庁】
- ・ 評価の過程で用いた資料のうち、個人のプライバシー保護に関するものは非公表としている。【公害等調整委員会】
- ・ 可能な限り、評価に関連する情報にアクセス可能な形を目指す。ただし、相手国の事情への配慮から公表することが適当でない情報は非公表としている。【外務省】
- ・ 各部局において事務運営上の参考とし、モニタリングに使用している経済統計、定量的指標を「参考・モニタリング指標」として公表している。各指標について可能な限り時系列で表示している。【財務省】
- ・ 基本計画、実施計画等について、それぞれの公表時にホームページへの掲載等により公表している。【厚生労働省】
- ・ 第三者委員から成る「農林水産省政策評価会」の議事及び資料はすべて公開している。評価の際に使用したデータも評価書にできる限り盛り込むようにしている。【農林水産省】
- ・ バックデータの添付や出典の記載は特段ルール化していないが、評価に用いたデータ等として、アンケート結果などを一部の評価書に添付している。【経済産業省】

- ・ 個別公共事業の評価結果は、費用便益分析などのバックデータを含め、インターネットで公表している。
【国土交通省】

- ・ 環境省政策評価委員会議事要旨やパブリックコメント結果をホームページ上で公表している。また、評価書の別紙で「政策効果把握の手法及び関連指標」として「評価に用いた資料（インターネットの公開・非公開を含む）」を公表している。【環境省】

（各府省から出された意見）

- ・ 評価結果に盛り込まれた情報以外に外部検証に資するような特段の情報は存在しない。今後、情報公表のための工夫を検討している。【宮内庁】

[国民からの意見・要望]

（意見交換における政策評価分科会メンバーの発言）

- ・ 国民からの意見・要望が寄せられるよう各府省が工夫すべきである。

（各府省の取組状況）

- ・ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、インターネットのホームページで受け付けている。
【各府省】
- ・ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、適切に活用を図る。
【金融庁】
- ・ ホームページを通じての問い合わせの件数は少なく、ホームページに公表するニーズがどこにあるのかを十分に検討する必要がある。【経済産業省】
- ・ 政策目標の変更など政策評価に関する重要な事項については、広く国民の意見を反映させるため「パブリック・コメント」を実施している。【国土交通省】

「政策評価分科会の当面の活動の重点」に盛り込まれている課題への対応状況等

) 評価書の簡明さの確保への取組状況

(ポイント)

[簡明さの確保の工夫]

- 相当数の府省において、評価法で作成を義務付けられている評価書の要旨を適切な形でホームページに掲載することや、評価結果をパターン化した文言で整理したり、図表の活用を図るなど、国民に分かりやすく伝えるための取組を行っている。
一方で、評価書の分量は多くなるものの国民への説明責任を果たすという観点から、詳細なデータを公表することを重視している府省もある。

(これまでの政策評価分科会メンバー等の問題意識)

- 政策評価について国民的な議論を活性化するためには、専門家でない国民にも分かるような形で評価書が公表される必要がある。

[簡明さの確保の工夫]

(意見交換における政策評価分科会メンバーの発言)

- ・ 評価結果は膨大となっており、これを分かりやすく国民に説明すべきである。
- ・ 評価書の要旨を的確に作成することが重要である。

(各府省の取組状況)

- ・ 政策評価担当課及び官房政策評価官は、評価の客観性、評価手法の適正性、評価内容の妥当性、国民に分かりやすいものとなっているか、内閣府本府における政策相互の整合性・連携がとれているかなどの観点から審査を行う。【内閣府】
- ・ 政策評価書のフォーマットを示し、盛り込むべき内容、図表等の活用などを奨励している。【防衛庁】
- ・ グラフ化、図表化により分かりやすい資料の作成に努めるとともに、評価から得られた各政策の課題が「予算」、「制度改正」、「その他の事務改善」のいずれにより対応されるものかをあらかじめ明確にしている。【総務省】
- ・ 評価書の記載項目のうち重複しがちなものを整理した。【総務省】
- ・ 国民に分かりやすくなるよう、ビジュアル化を目指し、サマリーを盛り込むなどの工夫を講じている。【法務省】
- ・ 評価シートの改定、図表の使用など、より簡潔で読みやすい評価書の作成を工夫している。【外務省】
- ・ 評価書の中の「評価意見総括表」について、定性的な記述欄を大幅に拡大するなどの見直しを行ったほか、当年度の事務運営の報告の記載を充実させるなど、分かりやすい評価書となるよう工夫している。【財務省】
- ・ 実績評価方式による評価書において、42 施策目標すべてについて、施策目標 - 達成目標 - 政策手段の間の論理的な関係（ロジックモデル）を分かりやすく図解している。【文部科学省】
- ・ 要旨を公表するほかに、要旨の要旨という形で、政策評価の仕組みと結果のポイントという資料も公表している。【農林水産省】
- ・ 個別公共事業の新規採択時評価、再評価、完了後の事後評価の一連の経緯が一目で分かるよう、平成 16 年度から、「事業評価カルテ」として一括整理している。【国土交通省】
- ・ 平成 15 年度から評価書（事後評価）について、評価結果を表にして取りまとめた「概要版」を作成し公表している。【環境省】
- ・ より分かりやすい評価書とするための工夫を行っている。【環境省】
- ・ 複数の府省において以下のようにパターン化した文言を使用している。

各政策の評価結果については、国民に分かりやすいよう、パターン化された文言を用いて、結論を4パターンに分類している。【総務省】

目標の達成度をパターン化した文言で5段階（従来は4段階）に細分化している。【財務省】

実績評価方式による評価書において、目標の達成度合いを4段階に分類している。【文部科学省】

平成15年度から、実績評価に当たり、政策の課題を明らかにし、今後の企画立案に適切に反映できるよう、また、評価書の簡明さを確保し、国民に対する説明責任を果たすことができるよう工夫している。（評価結果（目標の達成度合い）について3つに分類して端的に示す。）【厚生労働省】

平成16年度から、評価書の「政策への反映の方向性」につき4分類にパターン化している。【環境省】
（各府省から出された意見）

- ・ 他府省の評価書を参考にしつつ、国民に分かりやすい評価書となるよう努力している。【宮内庁】
- ・ 実績評価方式による評価書については、専門的なデータ等によってボリュームが増大している。国民に分かりやすく提示するためには、簡略化することが課題である。【金融庁】
- ・ 要旨を適切に作成するなどの工夫はしているが、評価書は、分量が多く内容も専門的となっており、国民にとっては分かりづらい面がある。【総務省】
- ・ 評価書が国民に一層理解されるよう、外部の知見も活用して検討を進める予定である。【経済産業省】

「政策評価分科会の当面の活動の重点」に盛り込まれている課題への対応状況等
) その他(政策評価の広報活動の展開)

(ポイント)

[政策評価の広報活動の展開]

一部の府省では、パンフレットを作成したり、基本計画や評価書等政策評価に関する基本的な情報についてホームページに掲載するだけでなく全国の図書館、大学等に配布するなど積極的な広報活動を行っている。また、政策評価に関する重要事項について、広く国民の意見を反映させるために意見募集を行うなど、国民の意見を評価作業に取り入れる取組も行われている。

(これまでの政策評価分科会のメンバー等)

○ 政策評価について、国民に広く知ってもらい働きかけを行うことが重要である。

[政策評価の広報活動の展開]

(各府省の取組状況)

- ・ 実施計画・評価書について、全ての都道府県の都道府県立図書館及び大学に配布している。【財務省】
- ・ 評価結果や目標・指標の設定状況等を記載したパンフレットや部局単位の冊子を作成し、公表している。【国土交通省】

(各府省から出された意見)

- ・ 評価書の要約版を作成しても、圧縮には限度があり、国民に分かりやすいものとなるかは疑問であるので、数ページ程度のパンフレット的なものを作成するのをも一方法と考える。【金融庁】

総務省が行う政策評価（統一性・総合性確保評価、客観性担保評価活動）について

（ポイント）

[統一性・総合性確保評価]

- 統一性・総合性確保評価の実施に当たっては、各府省間で十分な意見交換を行いながら実施することが必要である。

[客観性担保評価活動]

- 総務省が行っている各府省の政策評価についての審査活動は、各府省が行った政策評価結果全般を対象としており、評価の実施手続等の形式のチェックが中心となっている。また、各府省からは、機械的ではなく内容に応じたアドバイスを求める意見・要望も出されている。

また、各府省の政策評価の質の向上を促進するためにも、年度末に取りまとめる審査の総括報告において各府省の取組の参考になる推奨事例の紹介などに一層積極的に取り組むことを検討することが必要である。

[統一性・総合性確保評価]

（各府省から出された意見）

- ・ セルフマネジメントのツールである府省の自己評価と、第三者性、客観性がより期待される総務省（行政評価局）の機能との分担の在り方の検討が課題である。【総務省】
- ・ 総務省が統一性・総合性を確保する観点等から行う政策評価の実施に当たっては、各府省と十分に情報や意見の交換を行うなど、政策評価を主体的に実施しようとする府省との適切な連携協力を図ることが必要である。【法務省】
- ・ 統一性・総合性確保評価のテーマ選定について、事前の調査や関係省庁との意見調整を行うことが必要である。【外務省】
- ・ 統一性・総合性確保評価について、評価結果の通知先の順序は、機械的でなく、政策への関与度合いに従ったものとすべきである。【農林水産省】

[客観性担保評価活動]

（各府省から出された意見）

- ・ 内閣府の政策の中には、数値化し難い分野が多いことも事実であり、数値化率だけを尺度として、客観性確保に努力していないと評価されるのは厳しい。【内閣府】
- ・ 政策評価制度は各府省の自由に任されている部分があり、一般論として、「 が望ましい」という趣旨はもっともだが、具体的にどう対応していいのか苦慮している。【公正取引委員会】
- ・ 各業績について数値目標を設定すべきとの指摘を受けるものの、実際に活動している都道府県警察は、地域の治安情勢を踏まえて独自に判断して活動しており、警察庁が数値目標を示すことにより政策評価の枠を超えて都道府県警察を拘束してしまう可能性があるので慎重に対応している。【警察庁】
- ・ 審査は参考にしているが、評価の横並びについては防衛庁が所管する政策の特性から、他の府省と同じように画一的に評価を行うことが難しいことを勘案してほしい。【防衛庁】
- ・ セルフマネジメントのツールである府省の自己評価と、第三者性、客観性がより期待される総務省（行政評価局）の機能との分担の在り方の検討が課題である。【総務省】（再掲）
- ・ 大規模な政策については、なかなか定量的な効果が見えてこないもので、長いスパンで審査に当たることが重要である。【法務省】
- ・ 客観性担保評価に当たっては、各府省の評価書・評価方法の問題点を指摘するだけでなく、具体的な改善方法などについても建設的な意見・提案を行うことが重要である。【外務省】
- ・ 気づきにくい点を指摘してもらってありがたいが、政策の詳細な情報について、適宜提供するのでそれを十分踏まえて審査をしてほしい。【経済産業省】

その他

(ポイント)

[規制の導入・修正時を始めとした事前評価の拡充]

- 相当数の府省においては、事前評価が義務付けられている3分野（研究開発課題、個別公共事業、個別政府開発援助）以外の分野についても自主的に行うなど、積極的に事前評価に取り組んでいる。
- 平成16年度から規制影響分析（RIA）が試行的に実施されているが、相当数の府省において定量的な分析は作業量の点からも困難なケースがあり、定性的な分析を行って手段の比較を行うとしている。

[総務省に対する要望等]

今後、総務省において、各府省の先進的な取組を紹介したり、各府省の要望も踏まえつつ調査研究等を実施してその結果を整理して各府省に提供するなど、各府省の政策評価作業に資するための活動を一層積極的に行うよう検討することが必要である。

(これまでの政策評価分科会メンバー等の問題意識)

政策評価の実施に必要な情報の活用を促すべきである。

統計データ等について、政策評価という視点を持って見直しをすべきである。

[規制の導入・修正時を始めとする事前評価の拡充]

(各府省の取組状況)

- ・ 事前評価の実施が義務付けられた3分野（研究開発課題、個別公共事業、個別政府開発援助）以外の分野においても積極的に事前評価が行われている。【各府省】
- ・ 現在関係部局等で対象の有無をさらに精査している。【防衛庁】
- ・ RIAについては、平成16年10月1日から試行として実施している。規制の制定又は改廃について法律によるものはすべて、政省令によるものは主要なものについて行うこととしている。【総務省】
- ・ すべての規制が対象となると判断し、各部局に洗い出しを指示したところである。その中から、RIAとして評価ができるものを選別するため、各部局からヒアリングを行っているところである。【法務省】
- ・ 平成16年10月1日からRIAを試行的に実施している。【経済産業省】

(各府省から出された意見)

- ・ 規制の導入・修正等の際しての事前評価の拡充方策として、RIAを検討している。【公正取引委員会】
- ・ 具体的な案件はまだないが、定量化ができるか懸念している。【公正取引委員会】
- ・ RIAの手法が確立されていないこともあり定量的な分析が難しい。【警察庁】
- ・ RIAの実施に当たって、規制によるリスクを評価することは可能だが、逆に何を便益とみなすかの設定が難しい、規制によるインパクトの算定が難しい（アウトプットは測定できるが、何をアウトカムと設定するかが難しい。）といった支障を感じている。【文部科学省】
- ・ RIAにも取り組んでいるところであるが、インパクトの定量化までは踏み込めていないのが現状である。定性的に他の手段と比較してどうかというレベルに止まっている。【農林水産省】
- ・ 規制関係の法律が多く、その評価については以前から取り組んできているが、中には効果の定量化が容易でないものもあり、総務省に知見の提供等をお願いしたい。【経済産業省】
- ・ 新規施策評価である「政策アセスメント」の中で、有効性等についても評価を実施しているところである。今後は、これを充実させて、定量的な数値で評価できないか検討していきたい。【国土交通省】
- ・ 法律事項以上の規制については、既に独自に実施してきており、可能な限り定量化する方向で検討していきたい。【環境省】

[総務省に対する要望等]

(各府省から出された意見)

- ・ 総務省においては、各府省が試行錯誤を繰り返しながら政策評価に取り組んでいる実態を踏まえ、評価の取組に有益な確な支援を行うよう要望する。【金融庁】
- ・ 総務省（行政評価局）においては、学識経験者の知見の活用が進むよう、専門分野別の専門家リスト（データベース）や政策の分析ツール等についての情報提供、アドバイスをお願いしたい。【総務省】
- ・ 新たな評価のあり方を検討したいと考えており、その検討に当たって総務省が有する知見の提供が重要と認識している。【公害等調整委員会】
- ・ 外交に関する政策分析的な評価と現行法の下での事務事業レベルの評価との両立が課題である。【外務省】
- ・ 財源（データ収集の調査費等）の充実などは全府省共通の課題と判断している。政策評価の制度官庁である総務省が適切な支援、協力をすることが必要である。【文部科学省】
- ・ 総務省においては、実務担当者の研修の充実や時期の配慮、評価の推奨事例やノウハウの提供などの確な支援を行うよう要望する。【厚生労働省】